

Let's確定申告!

2月16日～3月15日



一年の総決算ともいえる確定申告の時期になりました。所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。準備はもうお済みですか。期限間近になると込み合います。早めに申告を済ませましょう。

申告が必要な方

●事業や不動産による所得がある場合

一年の所得金額の合計が所得控除の合計を超える方。

●サラリーマン
サラリーマンの所得税は通

常、年末調整で精算されているので、申告の必要はありませんが、次のような場合は確定申告が必要です。

- ①給与の年収が二十万円を超える方。
- ②給与所得および退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える方。

③給与を二方以上からもらっている場合は、従となる給与の収入と②の所得の合計が二十万円を超える方。

●パート収入と税

パート収入は、通常、給与所得となります。パートの年収が百三万円以下ですと所得税はかかりませんし配偶者控除を受けることもできます。ただし、百三万円を超えても百四十一万円までは配偶者特別控除を受けることができます。

●贈与税の申告もお忘れなく

平成七年中に贈与を受けた財産の価格の合計が、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

●特別減税の控除漏れがないように

平成七年分の所得税について、特別減税が実施され、年税額の一五%相当額(最高五万円)が所得税額から控除されます。

確定申告が必要な方は、申告書の記載に当たっては、特別減税額の控除漏れや計算誤りのないよう注意してください。

●サラリーマンの還付申告
確定申告をする義務のない

方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①マイホームをローンで取得した場合。

②多額の医療費を支払った場合。

③災害や盗難にあった場合。

④年の途中で退職し、再就職していない場合など。

還付申告をするための簡単な申告書が用意されています。「申告書の書き方」などを参考に自分で書いてみましょう。還付の申告は一月から受け付けています。

申告相談を受けるときのチェックポイント

申告相談所が込み合い、長時間お待ちいただくこともあります。一人ひとりの相談時間を短縮することにより、この混雑はいくらか解消できるものと思われれます。そのため、必要な書類や印鑑など持参するもののチェックをしておきましょう。

●必要な書類は整っていますか?

給与などの源泉徴収票、保険料等の支払い証明書、農機具等の領収書、医療費などの